

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（高知県案）に関するQ&A

資料①・・・「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）」国交省

資料②・・・「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査試行要領（案）」国交省

Q1

受注者より、現場からの通信装置として **iphone** や **ipad** を用いた提案（協議）があった場合、発注者として認めることができるのか。

A1

機器や仕様は、「資料① 2.2 遠隔臨場に使用する機器と仕様（p11）」を準用することとしています。ケースごとに受発注者の協議により、試行要領に基づき遠隔臨場を支障なく実施することが確認できる場合は、この限りではありません。

※映像、音声の確認や記録が支障なく実施できれば良い

【資料① 2.2 映像と音声の「撮影」に関する仕様】

Q2

資料①P11 3.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存について

(4) 記録と保存の説明の中で、確認実施者が現場技術員とあるが、県の場合はどのような職員に該当するのか。

A2

現場技術員とは、県職員以外の者とし、監督業務に従事する者とします。県では工事監督補助員等が該当します。

Q3

資料①P10 2) 立会依頼書とは、県ではどの書類にあたるのか。

A3

県のケースでは、立会依頼書に該当する書類はありません。

Q4

資料①P13 特記仕様書を設計書へ記載する必要があるのか。

A4

県の場合は、必要ありません。なお、導入にともなう受発注者間の協議については、工事打ち合わせ簿等で確実に記録をしておくこと。

Q5

試行要領に関する問い合わせ先は。

A5

技術管理課 技査

Q6

受注者より、現場臨場の機器導入に要する費用の質問（請求）を受けた場合は。

A6

建設現場の遠隔臨場を実施するにあたり、必要とする費用は当該工事の技術管理費に含みます。

工事に関する打合せの場で、同要領もとに受発注者間で十分に協議をしておくこと。